

鹿屋体育大学男女共同参画推進室要項

〔平成21年3月19日〕
学 長 裁 定

改正 令和2年7月3日

(趣旨)

第1 国立大学法人鹿屋体育大学（以下「法人」という。）に、法人における男女共同参画の推進に関し、調査及び企画・実施等を行うことを目的として、鹿屋体育大学男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(組織)

第2 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 副学長（組織・運営担当）

(2) 学長が指名した教員

(3) 事務局長

(4) 事務局長が指名した職員

2 推進室に室長及び副室長を置き、室長は学長が指名する者とし、副室長は室長が指名する者をもって充てる。

3 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、室長の職務を代行する。

4 室長が必要と認めたときは、第1項に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 第1項第2号及び第4号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務)

第3 推進室は、次に掲げる業務を行う。

(1) 男女共同参画推進の方針及び男女共同参画推進活動の体制に関すること。

(2) 男女共同参画推進に係る調査、企画及び実施に関すること。

(3) 学生、教員及び職員の男女共同参画推進に係る啓発に関すること。

(4) その他全学的な男女共同参画推進に関すること。

(事務)

第4 推進室は、総務課において総括的な事務を処理する。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この裁定は、平成21年3月19日から施行する。

2 この裁定の施行後、第2第1項第2号及び第4号の規定により最初に選出される室員の任期は、第2第3項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（令2.7.3）

この裁定は、令和2年7月3日から施行する。